

EU 意図的に添加されたマイクロプラスチックを制限する措置を採択

欧州委員会は EU REACH に基づいて、製品に意図的に添加されるマイクロプラスチックを制限する規則を 採択しました(2023 年 9 月 25 日)。同規則は REACH の付属書 XVII を改正するもので、施行後はマイクロプラスチックを添加した対象製品の EU 域内での販売が順次禁止されます。

欧州委員会はこの規制により、今後 20 年間で約 50 万トンのマイクロプラスチックの環境中への排出が防止されるとしています。また、同規則ではマイクロプラスチックに関して幅広い定義を採用しており、有機性・不溶性・分解しにくい性質をすべて有する 5 ミリメートル未満の合成ポリマー粒子が対象となります。

規制の対象となる製品、対象外となる製品、販売禁止となる時期については次の通りです。

<規制の対象となる製品>

- 人工芝に使用される粒状の充填剤: 環境に対するマイクロプラスチック最大の排出源となっている
- 化粧品:
 角質除去剤(マイクロビーズ)や特定の質感や香り、色を得るためなどにマイクロプラスチックを使用
- その他:洗剤、柔軟剤、光沢剤、肥料、植物保護製品、玩具、医薬品・医療機器など

<対象外となる製品>

• 規制の対象外 意図的添加ではないマイクロプラスチックを含む製品



• 販売禁止の対象外

工業用地で使用される製品や使用時にマイクロプラスチックを放出しない製品

※ただし、上記製品の製造事業者は、自社製品からのマイクロプラスチックの想定放出量を毎年 5 月 31 日までに欧州化学品庁(EHCA)に報告することが義務付けられます。また、放出を防止するための使用・廃棄方法に関する説明として、ラベル、SDSなどで情報提供することが義務付けられます。

<販売禁止となる時期>

EU 域内での販売の禁止時期は、対象品目によって異なります。

- 化粧品など 業界が自主的に使用を廃止している製品は 2023 年 10 月 17 日より販売禁止
- 他の品目

4~12年の移行期間後に販売禁止が適用されます

詳細については規則の附属書をご参照ください。(参考に記載の EUR-Lex リンクよりアクセスしていただき、 ANNEX 6.~16.(12 ページ以降)をご参照ください)



<付属書 XVII 改正の背景>

欧州委員会は、欧州グリーンディールと新しい循環経済行動計画に記載されているように、マイクロプラスチック汚染への対策に取り組んでいます。汚染ゼロ行動計画の中で、委員会は 2030 年までにマイクロプラスチック 汚染を 30%削減するという目標を設定しました。

これらの取り組みの一環として、欧州委員会はプラスチック廃棄物やゴミ、偶発的放出および意図的でない放出 (プラスチックペレットの損失、タイヤの劣化や衣類からの放出等)、製品への意図的な使用など、さまざまな発生源からのマイクロプラスチック汚染の削減に取り組んでいます。

参考

EC | Protecting environment and health: Commission adopts measures to restrict intentionally added microplastics https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_4581

EUR-Lex | COMMISSION REGULATION (EU) 2023/2055 of 25 September 2023

amending Annex XVII to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH) as regards synthetic polymer microparticles

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R2055

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16番地 1 四谷 TN ビル 5階

HP: https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/